資料5

育成就労制度開始に向けた対応

育成就労制度開始に向けた対応等（外国人材の受入環境整備）

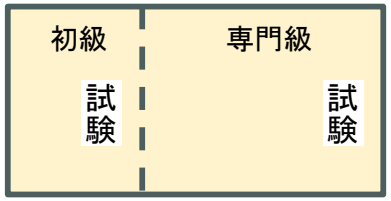
国土交通省

		令和8年									令和9年			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
育成就労制度開始に向けた対応	制度関係の対応		● 上乗せ告示		● 運用要領		● 育成就労協議会の設置					ガイドブック ★		制度開始
							協議会加入手続き開始 →							
	試験開始に向けた対応			● 専門家会議※ →										試験開始
											試験実施体制について専門家会議（事務局：厚労省）において確認			

※特定技能制度及び育成就労制度における技能評価に関する専門家会議

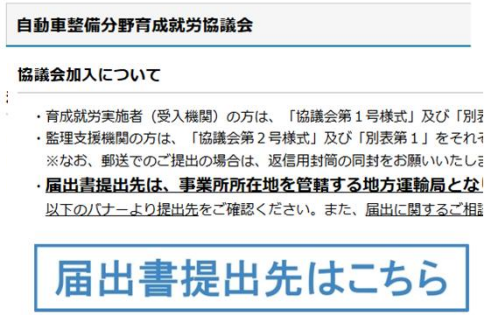
【育成就労のイメージ】

3年



≪育成就労の概要≫
- 3年の育成就労期間で特定技能への移行を目指す
- １年経過時までに初級試験を、育成就労終了時までに専門級試験を受ける
- 専門級試験に合格した者は特定技能へ移行可能

（国交省HPにて協議会加入について案内）


自動車整備分野育成就労協議会

協議会加入について

・育成就労実施者（受入機関）の方は、「協議会第１号様式」及び「別
・監理支援機関の方は、「協議会第２号様式」及び「別表第１」をそれ
※なお、郵送でのご提出の場合は、返信用封筒の同封をお願いいたし
・届出書提出先は、事業所所在地を管轄する地方運輸局とな
以下のバナーより提出先をご確認ください。また、届出に関するご相

届出書提出先はこちら

【制度の見直しに伴う主な変更点】（下線の内容は育成就労及び特定技能に適用）

- ✓ 板金・塗装を主に行う車体整備の業務区分を設定（これまで包含していたものを切り分け）
- ✓ 各技能評価試験のタイミングで日本語能力についても求められる
- ✓ 育成就労実施者（整備工場）及び監理支援機関は協議会への加入が必要。また、協議会への協力、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力を行うこと
- ✓ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対する実務経験を証する書面を交付することを義務付け
- ✓ 育成就労実施者は、原則１年の転籍（他の整備工場への転職）制限期間を２年とすること可能。ただしその場合、待遇向上策として協議会の設定する昇給率以上の昇給が必要

外国人材に関する調査

国土交通省

● 外国人材の適正な受入のため令和9年3月にかけて以下の調査を実施

調査対象	主な調査内容	備考
自動車整備事業者	・法人基本情報 ・外国人材の採用、定着、育成、活躍の状況 ・多様な人材の受入、活躍の状況 ・今後の人員構成の変化への対応 ・その他特筆すべき取組　等	・外国人材の受け入れる上での課題の分析
外国人材	・基本情報（国籍、年齢、在留資格等） ・整備士資格取得意向 ・日本語の習得状況 ・日本語での整備要領書や作業指示についての不安 ・業務外での日本語学習の機会 ・地域社会との交流の有無 ・日本における生活上での困りごと ・その他特筆すべき取組　等	・日本における長期的な活動を行う上での課題について分析
監理支援機関、 登録支援機関	・基本情報 ・外国人支援策 ・教育、生活支援 ・受入機関との連携、課題発生時の対応 ・その他特筆すべき取組　等	・外国人材の確保、定着、育成に有効な取組みについて分析